

習志野市では、こども園、幼稚園、保育所での教育・保育のほか地域で
子育て・子育てを支えるためにいろいろな制度でみなさんを応援しています。



子育て関連施設等



1. 認可保育所

保護者が仕事や疾病などの理由で家庭において子どもを保育できない場合に、子どもを預り保育を行う施設です。児童福祉法に定められた施設で、保育・施設の基準を満たし、県により認可を受けた施設です。

対象年齢	基本開所時間	保育料
0歳児から5歳児	7時から19時	子どもの年齢及び、各家庭の所得等により異なります
施設の状況 市立保育所・・・9か所、私立保育園・・・10か所		
子育て支援事業等		
<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 保護者の通勤等により、保育標準時間（7時～18時）内での送迎が困難な方に対し保育を行います。利用可能な時間は施設によって異なります。 ・一時保育 保護者のリフレッシュ、短期間労働、介護等の理由で一時的に子どもをお預かりします ・休日保育・・・年末年始を除いた日曜日の保育を実施します。（私立かすみ保育園にて実施） ・地域開放・・・市立保育所の所庭を地域の親子に開放し、遊びの場として提供するとともに、育児相談にも応じています。 		

2. 小規模保育事業所

保護者が仕事などの理由で子どもを保育できない場合に、子どもを預り保育を行う施設で、0歳児から2歳児までの乳幼児を預かる認可施設です。

対象年齢	基本開所時間	保育料
0歳児から2歳児	7時から19時	各家庭の所得等により異なります
施設の状況 私立小規模保育事業所・・・9か所		
子育て支援事業等		
<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 保護者の通勤等により、保育標準時間（7時～18時）内での送迎が困難な方に対し保育を行います。利用可能な時間は施設によって異なります。 		

3. 認可外保育施設

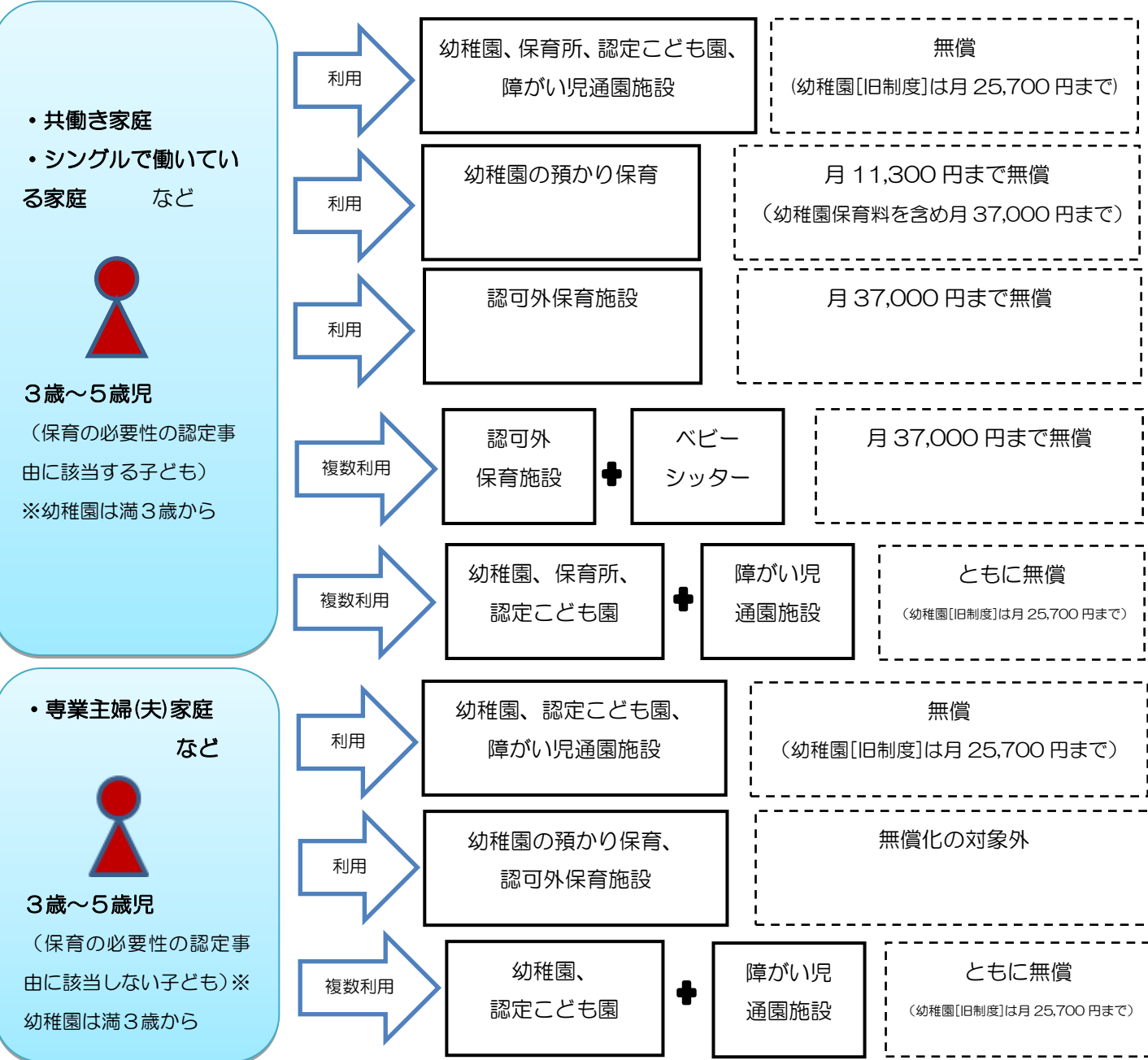
認可保育所以外の保育施設で0歳児から5歳児までの乳幼児を預かる施設です。

☆習志野市の「民間保育施設入所児童助成事業」

習志野市では、市内及び市外（船橋・千葉・八千代）の認可外保育施設（一定の基準を満たした施設）に入所している児童の保護者に一定の要件のもとに保育料の一部を助成しています。助成額は負担した保育料と市の保育料の差額で、限度額月40,000円です。

—幼児教育・保育無償化(一部負担有)の国の具体的なイメージ—

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(2018年6月15日閣議決定)において、以下の内容が示され、消費税率引き上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。具体的な制度設計については、H31.2現在、国において検討が行われているところです。



0歳～2歳児
住民税非課税世帯のみ上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合月4.2万円まで無償となる

※上記のうち認可外保育施設・ベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る（5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける）
※実費として徴収されている費用は、無償化対象外です。

4. 認定こども園

こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ、習志野市の子育て・子育て支援の拠点です。

対象年齢	基本開所時間	保育料
0歳児から5歳児の保育対象児（長時間児）	7時から19時	子どもの年齢及び、各家庭の所得等により異なります
4歳児・5歳児の教育対象児（短時間児）	9時から14時	
施設の状況	市立こども園・・・3か所、私立こども園・・・2か所	
子育て支援事業		
<p><市立こども園：0歳児から5歳児の保育対象児（長時間児）></p> <p>1. 認可保育所と同様</p> <p><市立こども園：4歳児・5歳児の教育対象児（短時間児）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育 14時から17時まで（長期休業中は9時から17時）、ご家庭の事情により理由を問わずお預かりする事業です。 ・子育てふれあい広場・・・就学前の子どもとその保護者に園を開放し、遊びの伝承や子育てへの相談にお答えします。 <p><市立こども園：共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもセンター 主に就学前の子どもと保護者が集い、自由に遊び、交流できる施設です。 相談員や保健師による子育てに関する相談、子育て情報の提供、各種イベント等を行います。 <p><私立こども園></p> <p>各園によって異なります。</p>		

5. 市立幼稚園

習志野市の保育一元カリキュラムに則り各施設の特徴を生かした教育計画によって幼児教育を実施します。

対象年齢	基本開所時間	保育料
4歳児・5歳児	9時から14時	各家庭の所得等により異なります
施設の状況	9幼稚園	
子育て支援事業		
<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育 14時から17時まで、ご家庭の事情により理由を問わずお預かりする事業です。 ・子育てふれあい広場・・・就学前の子どもとその保護者に園を開放し、遊びの伝承や子育てへの相談にお答えします。 		

6. 私立幼稚園

それぞれの幼稚園に応じたカリキュラムに則り3歳から5歳児への特色ある保育・教育を実施しています。

保育時間及び保育料については各園により異なります。

習志野市内には5つの幼稚園があり、それぞれの幼稚園において預かり保育など様々な子育て支援を行っています。

7. 障害児通所支援事業所 あじさい療育支援センター

知的、精神発達または肢体などに障がいや課題があるお子さんとその家族を支援する施設です。

対象	開設日等
満3歳から小学校就学前：知的又は精神発達に障がいや課題がある子ども	土曜・日曜・祝日及び 年末年始を除く日
満1歳から小学校就学前：肢体等に障がいや課題のある子ども	

8. 習志野市こどもセンター（鷺沼）

主に就学前の子どもと保護者が集い、自由に遊び、交流できる施設です。

保育士や保健師による子育てに関する相談、子育て情報の提供、各種イベント等を行います。

対象	開設日・時間
市内在住の就学前の乳幼児及び保護者	9時から16時 日曜・祝日及び年末年始を除く日

9. きらっ子ルーム（きらっ子ルームやつ、きらっ子ルームおおくぼ）

子どもを持つ親子が気軽に集い、自由に遊び、交流できる施設です。

保育士など保育経験者が子育てに関する相談等を行ったり子育て情報の提供を行います。

対象	開設日・時間
市内在住の乳幼児 主に0, 1, 2, 3歳児	9時から16時 きらっ子ルームやつ：火曜日、祝日及び年末年始を除く日 きらっ子ルームおおくぼ：日曜日、祝日及び年末年始を除く日

10. ひまわり発達相談センター

成長・発達に不安のある子どもとその保護者の相談並びに指導（就学前児童のみ）を行う施設です。

対象	開設日・時間
市内在住の18歳未満の子どもとその保護者	8時30分から17時 土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く日

11. 放課後児童会

市内に居住する小学1～6年生で、保護者の就労等により昼間家庭にいないお子さんを対象に、16小学校内に開設し、実施しています。

対象年齢	開設日・時間・施設の状況	利用料等
小学校1年生から6年生	平日：放課後から19時 土曜日、長期休業等休校日：8時から19時 16小学校内の25児童会にて実施	月額8,270円 (別途、おやつ代・雑費等有)

12. 病児・病後児保育施設

家庭の事情や仕事の都合などで病気の子どものケアが十分にできないときに、医療機関に付設された施設で一時的にお預かりします。各施設定員があり、利用前に事前登録が必要になります。

対象年齢	開設日・時間	利用料等
生後56日を経過した日から 小学校3年生までの子ども	月曜から金曜日・・・8時から18時 土曜日・・・・・・8時から13時	日額2,000円
施設の状況	2か所 キッズケアルームなでしこ（千葉県済生会習志野病院） ケアルームつくしんぼ（津田沼中央総合病院）	

13. ファミリー・サポート・センター

子どもの一時的な預かりや保育施設への送迎、保護者の体調不良時や産前産後の家事支援等の援助を受けたい人と援助のできる人が会員となり、会員相互の協力により地域で支え合うシステムです。

育児支援、家事支援、ショートステイ（提供会員宅における宿泊を伴う預かり）や、ファミ・サポる～む（各こどもセンター等における子どもの預かり）を実施しています。